市立図書館への指定管理者制度導入に関する陳情書

平成 25 年 8 月 20 日

三田市議会議長　坂本三郎様

陳情者
兵庫県三田市●●●●●●●●
三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人　小林純生　印

＜陳情の要旨＞

さる６月市議会で竹内英昭市長は「市立図書館の全館・全業務を来年度から民間に委託する」と表明された。図書館にかかわるボランティア諸団体、市民有志は大きな驚きと懸念をもち、寝耳に水の「指定管理者制度」を勉強するため、７月 14 日に「三田市の図書館を考える市民の会」を発足させた。８月７日には図書館長ら三田市幹部から計画についての説明を受けた。しかし、具体的内容は未確定とのことで、詳細について知ることはできなかった。

ただ、①図書館費の節減に努めるが必ずしもそれ自体が目的ではなく、市民から要望の多い開館日の拡大と開館時間の延長に主眼を置いた改革である。②このことは公務員の勤務体系では絶対に実現できない。③現在の図書館サービスを維持しつつさらなる拡充を図る。④開館日・開館時間についてマーケティングリサーチは行っていない、などの諸点が市側から明らかにされた。

われわれ市民の会からは、「選書」「蔵書管理」「レファレンス」「学校図書館との連携」「障害者サービス」「子育て支援」「個人情報保護」などについて質問したが、市側はいずれについても「現行サービスは一切変更せず維持する」「業者に任せても問題ない」とした。しかし、それを担保する体制については、「これから策定する」との回答であった。肝心の開館日・開館時間の具体案も固まらず業者の選定も行われていない。このように何もかもが未確定の状況で、「来年度からの導入」を押し進めることは、拙速と言わざるを得ない。

指定管理者制度は図書館にはなじまない、全国レベルでも高水準の実績を持つ三田市立図書館は市民の貴重な財産である、継続して市が直接運営していくことこそ市民の利益である――と市民の会は考える。引き続き市民への説明・対話が十分になされることを強く望む。それがないままに計画が進められるようであれば、われわれとしては民営化反対のスタンスを取らざるを得ない。

よって、下記の通り陳情する。

＜陳情事項＞

１．市立図書館への指定管理者制度導入を最低１年間繰り延べ、熟考するための時間を作ること。
２．その間に民営化計画の詳細を公表、丁寧に説明し広く市民の声を聴くこと。
３．社会教育委員の会の答申を尊重し市直営堅持の方法を真剣に検討すること。
４．図書館協議会のような組織を作り市民の声を日常的に反映すること。